

65歳以上の皆さまへ！

高齢者向け給付金の2案内 (年金生活者等支援臨時福祉給付金)

【高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)とは】

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を支援し、社会保障・税の一体改革の一環として平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう、所得の少ない高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を実施

【支給金額】支給対象者1人につき3万円

【申請受付・給付金支給の時期】平成28年5月6日(金)より申請書等を世帯主宛に順次送付し、平成28年5月9日(月)より申請受付を開始します。受付後、概ね1〜2カ月後に支給を予定しています。なお、申請の際には、世帯全員分の本人確認書類、振込

給付の対象者

・平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち平成28年度中に65歳以上となる方(昭和27年4月1日までに生まれた方)

※ただし、以下の場合の対象外です。

- ①あなたを扶養している方が平成27年度分の市町村民税(均等割)が課税されている場合
- ②生活保護制度の被保護者となっている場合(平成28年4月1日までの間に保護の廃止または停止となる方を除く)など

※平成27年度臨時福祉給付金の支給要件

- ・平成27年1月1日において八雲町の住民基本台帳に記録されている方
- ・平成27年度分の市町村民税(均等割)が課税されない方

先金融機関口座通帳等の提示(いずれも写し可)をお願いします。

【支給方法】

原則、申請者(世帯主)が指定する金融機関口座に世帯全員分の給付金を振り込むこととします。

【基準日】平成27年1月1日

【代理による申請・受給】

代理による申請・受給が行えるのは、次のいずれかの方です(申請のみの代理も可能)。
・支給対象者の属する世帯の世帯員
・法定代理人(成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人・補助人等)
・親族その他の平素から対象者本人の身の回りの世話をしている方等で八雲町長が特に認める方

【問い合わせ先】

住民生活課社会係
0137-62-2112



福祉タクシー助成券の受付が始まります！

心身に障がいを持つ方や高齢者が、快適な在宅生活を営むことを目的とし、社会参加や日常生活の中でタクシーを交通手段で利用する場合、その料金の一部を助成します。対象と思われる方は申請をしてください。また、この事業は「特定滞納者に対するサービス制限」の対象事業のため、世帯の中に制限を受ける方がいる場合、助成を受けられない場合もあります。

【対象者】八雲町に居住する在宅の方で、町民税非課税世帯に属し(4月〜6月までに申請した場合は27年度、7月〜翌年3月までに申請した場合は28年度の課税状況)次のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳を所持している下肢・体幹・視覚・内臓障がいのある1〜3級の方
 - ②療育手帳を所持しているA判定の方
 - ③精神障害者保健福祉手帳を所持している1・2級の方
 - ④満80歳以上の方
- ※なお、入院・入所中の方は、退院・退所後に手続きしてください。

【助成金額】

年額7,200円以内
※申請月により交付枚数が次のように変わります。

- ・4〜6月申請 7,200円分(72枚)
- ・7〜9月申請 5,400円分(54枚)
- ・10〜12月申請 3,600円分(36枚)
- ・1〜3月申請 1,800円分(18枚)

【使用制限】八雲町内での利用に限る。

【申請方法】各手帳、申請者の印鑑(代理の場合は、窓口に来る方の印鑑)を持参し、保健福祉課(シルバープラザ)、住民生活課社会係、熊石総合支所住民サービス課、落部支所、相沼泊川出張所へご来庁ください。

【取扱会社】(有)八雲ハイヤー・エスジーハイヤー(株)・(有)旭ハイヤー・キャンタク(介護・福祉タクシー)

【問い合わせ先】

保健福祉課高齢者福祉係(シルバープラザ内)
0137-64-2111
熊石総合支所住民サービス課
01398-2-3111